

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が IFRS 第 15 号の発効日の 1 年の延期を暫定決定

要点

- IASB は、IFRS 第 15 号の発効日を 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に延期することを暫定決定する。早期適用は認められる。
- IFRS 第 15 号の発効日の延期を提案する、コメントを求めるための単独の狭い範囲の公開草案の公表が予定されている。

2015 年 4 月 28 日の会議において、IASB は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を 1 年間延期することを暫定決定した。IFRS 第 15 号は、現在は 2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度の適用が強制されており、早期適用が認められている。発効日の延期案が最終化する場合、IFRS 第 15 号は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度（当事業年度中の期中報告期間を含む）に発効し、早期適用が引き続き認められる。

IFRS 第 15 号の発効日の延期を提案する IASB の暫定決定は、コメントを求めるため、単独の狭い範囲の公開草案として公表される予定である。IASB が本論点の議論を 2015 年 7 月に最終化できるようにするため、コメント期間は 30 日以上とする。

見解

2015 年 4 月 1 日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は、米国会計基準で報告する公開企業および非公開企業に、新収益基準の発効日を 1 年延期する暫定決定を行っている。FASB は、新収益基準における当初の発効日時点（すなわち、2016 年 12 月 15 日以後開始事業年度）で、本基準の早期適用を企業に認めることも暫定決定した。

詳細は下記ウェブサイト参照

www.iasblus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。